

Information 長寿介護課 (☎20・7301)

3年に1度の見直しで

介護保険料と介護保険制度の一部が変わります

◆介護保険料について

2018～2020年度までの介護保険料を改定しました。
 介護保険料は、被保険者の所得状況などで9段階に分類され、各段階の額は基準額（第5段階の額）に保険料率を乗じて算出されます。

なお、第1段階の保険料率は、公費負担により本来0.5のと

ころを0.45に軽減しています。

- ▶月額基準額は5,800円です（前年比200円の引き上げ）。
- ▶保険料設定に際しては、第6期までの保険料余剰金を積み立てている介護保険基金を一部取り崩して、第7期の保険料の財源に充当し、保険料の上昇を抑制しています。

所得段階	住民税課税状況		本人の所得、収入金額など	保険料率	保険料年額(月額)	
	本人	世帯				
第1段階	非課税	非課税	前年のその他の合計所得	80万円以下	0.45	31,320円(2,610円)
第2段階			+ 課税年金収入額	80万円超120万円以下	0.75	52,200円(4,350円)
第3段階			- 分離譲渡所得に係る特別控除額	120万円超	0.75	52,200円(4,350円)
第4段階	非課税	課税	※生活保護受給者、老齢福祉年金受給者は第1段階	80万円以下	0.90	62,640円(5,220円)
第5段階			80万円超	基準額	69,600円(5,800円)	
第6段階	課税	-	前年の合計所得 - 分離譲渡所得に係る特別控除額	120万円未満	1.20	83,520円(6,960円)
第7段階				120万円以上200万円未満	1.30	90,480円(7,540円)
第8段階				200万円以上300万円未満	1.50	104,400円(8,700円)
第9段階				300万円以上	1.70	118,320円(9,860円)

【合計所得】…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除前の金額。

【その他の合計所得】…合計所得金額から年金所得金額を控除した金額。

◆介護保険制度について

2018年4月から

介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し

介護保険適用除外施設（障害者支援施設など）を退所して介護保険施設などに入所した場合、適用除外施設入所前の市町村が保険者となります。

介護報酬の改定など

国が定める介護報酬が改定され、介護サービスを利用する際の本人負担も変わります。

介護医療院の創設

新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されます。

共生型サービスの創設

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、新たに共生型サービスが創設され、指定を受けた事業所からサービスが提供されます。

福祉用具貸与商品の複数提示

福祉用具貸与と業者は、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することが義務付けられます。

2018年8月から

現役世代並みの所得のある人の本人負担割合の変更

本人の合計所得金額が220万円以上でかつ、本人と同一世帯の65歳以上の人の「年金収入+年金以外の所得」の合計が463万円以上（1人世帯の場合は340万円以上）の、特に所得の高い層の本人負担割合が3割になります。

2018年10月から

福祉用具貸与価格の公表など

国が商品ごとに全国平均貸与価格を把握・公表し、商品ごとに貸与価格の上限額が設定されます。

Information 新庁舎整備室(内線269)

新しい市役所建設に向けて

新庁舎建設基本計画(案)の市民説明会を行います

新庁舎建設の基本的な方針と、その内容をとりまとめた基本計画(案)を策定しました。各地区で市民説明会を行います。

時間 19時～20時30分



日にち	場所
5月7日(月)	三浦住民センター
8日(火)	萱瀬 //
9日(水)	市コミセン
11日(金)	中地区公民館
15日(火)	竹松住民センター
22日(火)	鈴田 //
24日(木)	福重 //
29日(火)	松原 //

Information 税務課(内線117)

軽自動車税、自動車税の納期限は5月31日(木)です

軽自動車税、自動車税の納税通知書は5月上旬に送付されます。お近くの金融機関やコンビニエンスストアで忘れずに納付しましょう。なお、軽自動車税は市役所、各出張所でも納付することができます。

◆軽自動車税の減免申請は早めに済ませましょう

減免対象

次のいずれかに該当すれば減免の対象となります。ただし、ほかに普通自動車または軽自動車の減免をすでに受けている場合は申請することができません。

- 1 障がい者の通学、通院、通所、または仕事のために使用し、障害者手帳などをお持ちの、歩くことが困難な人が所有する軽自動車、またはその生計が同じ人が所有する軽自動車
※障害者手帳の等級や障がいの程度によっては、減免が受けられない場合があります。

- 2 車両の構造が障がい者用の軽自動車など

申請方法

次のものを持参し、申請してください。

- ▶軽自動車納税通知書
- ▶身体障害者手帳(戦傷病者手帳)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ▶車検証
- ▶減免申請車両を運転する人の運転免許証
- ▶減免を申請する人(減免申請車両の所有者など)の印かん
- ▶減免を申請する人(減免申請車両の所有者など)の本人確認ができるもの※
- ▶減免申請車両の所有者の個人番号がわかるもの

※本人確認書類

1つで確認できるもの 運転免許証、パスポート、個人番号カードなど

2つで確認できるもの 保険証、年金手帳、通知カードなど

申請受付期間

納税通知書が届いてから**5月24日(木)まで**です。
申請期限を過ぎると減免できませんのでご注意ください。

◆自動車税のおたずねは県央振興局へ

普通自動車の減免申請やお問い合わせは県央振興局にお願いします。

■県央振興局税務部 ☎22・0508

◆入っていますか?自賠責保険

自動車やバイク、原動機付き自転車の所有者は、自賠責保険(自動車損害賠償責任保険・共済)への加入が義務付けられています。

自賠責保険の期限が切れていないか、または未加入でないか確認してください。

加入手続きは市内の車両販売店などで取り扱っています。

◆車の相続手続きは忘れずに

車の所有者が亡くなった場合は、必ず相続による名義変更などの手続きをお願いします。